令和３年８月18日

大阪府知事　吉村　洋文　様

大阪府市地方独立行政法人

大阪健康安全基盤研究所評価委員会

委員長　田中　敏嗣

意　　見　　書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第４項の規定に基づく、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の第１期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る大阪府知事の評価に対する本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

１　大阪府知事の評価に対する意見

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の第１期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る大阪府知事の評価については、適正に実施されており、特に意見はありません。

２　その他の意見

　第１期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を踏まえ、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の今後の法人運営について、以下のとおり議論があったので参考とされたい。

（１）他機関との連携体制について

地方独立行政法人の特性である自主性や弾力性を発揮し、行政、民間、大学など他機関との連携を通じ、公衆衛生の向上及び増進を図ることができるよう、業務を推進されたい。

（２）検査部門における業務運営の改善について

検査部門におけるＩＴ化の推進により、検体受付から成績書発行までの一元管理といった信頼性確保にも対応した業務運営の改善に努められたい。

　　（３）運営費交付金の執行について

運営費交付金の執行について、法人の効率的かつ柔軟な業務運営が可能となるよう、一括して法人の裁量により運用出来るなど、設立団体として法人支援に努められたい。

（４）その他業務運営に関する事項について

次期中期目標期間においては、法人と設立団体がさらなる連携を図り、外部有識者の知見等を活用しながら、理事長のリーダーシップのもと、明確な責任体制において法人運営に努め、独法化及び府市統合における効果を最大限発揮されたい。

以上